

第三者から船積み書類の検証リクエストを受けた際の対処方法

こちらは、英文記事「[Third party requests for verification of bills of lading and other shipping documents](#)」

(2015年3月27日付)の和訳です。



Gardのメンバーの皆様が第三者から船積み書類の有効性調査を要請されるケースが頻発しています。こうした要請を予告なくメールで受けると、船主は困惑や不安を感じることでしょう。今回のInsightでは、こうした要請に対処する際に役立つ情報をいくつかご提供します。

検証要請

Gardがこれまでに目にしたことのある要請には、貿易金融関係者の顧問を務める弁護士からのものもありましたが、大半はICC国際海事局（IMB）から送信されてきたものです。IMBは国際商工会議所（ICC）¹の一部門であり、海上での犯罪や不正行為を撲滅するために創設されました。ICCメンバーである銀行のために貿易金融書類を検証することもその役割に含まれています。また、荷為替信用状詐欺、用船契約書詐欺、貨物盗難をはじめとする多様な不正行為を調査し、その報告書の作成も行っています。

船積み書類の検証を要請されるケースとして多いのは、特定の書類に具体的な懸念がある場合よりも、信用状を組む際に提出される文書を金融機関がデューデリジェンスプログラムの一環として無作為に点検する場合です。

通常、要請では、特定事項の真偽を尋ねるメールが、関連書類（船荷証券が一般的）を添付する形で船主に送信されてきます。積載量や原本を検査できるかなど他の質問が記載されている場合もあります。

検証要請への返答

船主にはこうした要請に返答する義務も、要請された情報を提供する義務もありませんが、Gardでは、ICCの商業犯罪の撲滅対策を概ね支持する立場から、可能な範囲で適切な条件に基づきご協力いただくことをメンバーの皆様をお願いしています。

検証要請に返答する際の注意点を以下にいくつか挙げます。

(a) 要請の真偽を確認する

ボルチック国際海運協議会（BIMCO）では、要請されていない、あるいは受領していないサービスに対する偽のインボイスで船主をだまそうとした事例を頻繁に報告しています²。情報や協力を求めるメールを突然受信した場合、返答する前に内容が真実であることを確認してください。不審な点が少しでもあれば、インターネットでメール送信者の電話番号を調べ、直接問い合わせしてから返答しましょう。要請の送信者はこうした慎重な対応を理解し、自分の立場を説明する心構えをしているはずで

(b) 守秘義務に違反しない

船主は船荷証券の情報を内密に保つ義務を負う可能性があります。この義務が発生する理由としては、明示的な守秘義務条項を含む用船契約の組み込み、契約上の黙示合意、または（イギリスの法律の下での）両当事者間の関係の性質が考えられます。船荷証券自体、扱いに注意を要する商用書類となり得ます。したがって、身元を特定できない第三者に船荷証券の情報を提供すると、船主に守秘義務違反のリスクが生じます。このリスクを避けるには、船荷証券の当事者から事前に同意を得ることも一策ですが、実務上難しい可能性があります。

Gardが提案しているのは、要請の送信者が取得済みの情報の追認／否定に返答を限定することで。例えば、提供された船荷証券のコピーが正しい／間違っていることを追認します。取得済みの情報に返答を限定することで、守秘義務違反のリスクは軽減します。そのため、取得済みと思われない書類に関する情報要請の送信者については、返信を慎重に検討する必要があります。

(c) 情報の用途を推察する

検証要請ではその情報の最終利用者（銀行）が通常特定されないため、情報の利用者や利用方法を正確に知ることは不可能です。

大半の情報は、デューデリジェンスプログラムのために送信先を無作為に選別して要請されますが、紛争解決に役立つために要請されるケースもあり得ます。いずれの場合でも、身元不

明の当事者は提供される情報を判断基準として利用します。例えば、信用状を決済に使用したり、信用保険契約に基づく請求を拒否したりすることが考えられます。これが船主に対する苦情や請求に結びつく可能性は容易に想像できます。したがって、できる限り正確に、適切な用語（「無保証」など）を使用して返答を作成することが重要となります。

まとめ

- 船荷証券の検証要請に返答する義務はありませんが、Gardでは通常、できる範囲で協力することをメンバーの皆様にご推奨しています。
- 要請の信憑性が疑われる場合、客観的な方法で確認します。
- 要請送信者がIMB会員であるかどうかを確認し、会員である場合、IMBを通じて質問を送信するよう依頼します。
- 返答の内容を要請送信者が取得済みの情報に限定するよう努めます。返答例：「貴殿の所有する情報は船主に提供されている情報と一致します」。
- 返答の内容は、船主が実際に知っている範囲にとどめます。船主が船荷証券の原本を見たことも受領したこともない場合、その旨を伝えたくて、可能な情報を提供します（例えば、「提供されたコピーは船主が所有している電子スキャンコピーと同一に見えます」など）。
- 誠実に返答はしたが、正確性に関して保証はできない旨を明記します。

ご質問がある場合、Gardの担当者までお問い合わせください。

脚注

1. 引用元：<https://icc-ccs.org/icc/imb/services/due-diligence/trade-finance-documents-authentication>
2. 引用元：https://www.bimco.org/Operations/Company_information/Fraud_and_Extortion.aspx

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。